

## 第2部

すべての子どもを支える

PTAの取組

# 1 家庭教育について

全ての教育の出発点である家庭教育は、子どもたちの基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人への思いやり、基本的倫理観や正義感、社会的なマナー、学習に対する意欲や態度の基礎を育むものです。

家庭の果たす役割は大きなものがありますが、近年、子どもを取り巻く状況が大きく変化する中で、家族の在り方の多様化や少子化などの社会的背景を受け、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。そのため、社会全体で子育て家庭を支援していくことが求められています。

いじめや非行など子どもをめぐる諸問題をそれぞれの家庭だけに任せるのではなく、学校・家庭・地域の架け橋を担うPTAとしてどのような研修や活動をするべきかを考え、地域社会全体で子どもを育むための具体的な取組を進めていくことが必要です。

PTAが、子どもの実態や会員のニーズを把握しながら、学校はもちろん、関係機関や団体等と連携・協力しながら、様々な活動や研修を進め、取組を通して保護者同士がつながりを深めていくことが「子どもの健全育成」につながります。

京都府教育委員会では子育て中の保護者を支援する取組として、「子育て」「読書」「体験」「子どもの成長・発達」「食」などをテーマにした家庭教育資料を作成・配付しています。「こんなとき、みんなどうしてる。」「うちにもこういうことあるよ。」など、交流していただくきっかけになるよう、ぜひ御活用ください。

<https://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/?p=215>

(京都府教育庁指導部社会教育課ホームページ)



## ○薬物乱用防止のために

京都府教育庁社会教育課では、子どもたちの違法薬物使用の防止のために保護者向け薬物乱用防止リーフレット「NO Drug ～子どもに忍び寄る違法薬物の誘い～」を作成しています。

本リーフレットは、保護者が子ども達の薬物についての実態（認識・子ども達を取り巻く危険な環境）を知り、保護者自らが違法薬物の怖さや誘われたときの断り方などについて学ぶだけでなく、子どもに自分を大切にすることや保護者はいつでも味方であることを伝える機会を作っていただくことを目的に作成しました。

子どもの心は、幼少期からの保護者との絆から育まれるものです。保護者の皆様に子どもとの関わりについて振り返ってもらうことも目的にしています。

<https://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/?p=2069>

(京都府教育庁指導部社会教育課ホームページ)



## 2 人権教育について

現在、学校では、児童生徒の発達段階や地域の実情をふまえて、人権を大切にすることや、さまざまな人権問題について学習をすすめています。

P T Aとしても子どもたちがどのような人権学習をしているかを知り、学年・学級P T A等においても人権学習をすすめていくことが大切だと考えます。

学習の内容としては、身近な地域の実情や自分たち自身の経験から話し合うことが大切です。研修会で使用できる資料を掲載した「人権学習資料集〈社会教育編〉」(平成 21 年)等を用いて学習することも効果的な方法の一つです。また、様々な人権問題の現状や研修会の展開例等を掲載した「人権教育指導者ハンドブック(社会教育編)」(平成 30 年)により指導者の立場の方にも事前学習していただくこともできます。

### 人権教育推進の視点

人権教育は次の視点に配慮してすすめてみましょう。

#### ●一人ひとりを大切に、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取組をすすめてみましょう。

#### ●共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切です。お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組をすすめてみましょう。

#### ●生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。あらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組をすすめてみましょう。

#### ●自分のこととして考える人権教育・啓発

人権が一人ひとりの生活と深くかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるような取組をすすめてみましょう。

「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次：改定版)」(令和3年3月)より

### 個別の人権問題

次のような人権問題が存在しています。

- 同和問題(部落差別)    ○女性の人権問題    ○子どもの人権問題
- 高齢者の人権問題    ○障害のある人の人権問題    ○外国人の人権問題
- ハンセン病・エイズ・H I V感染症・難病患者等の人権問題
- 犯罪被害者等の人権問題

<さまざまな人権問題>

- ホームレス    ○性的指向・ジェンダーアイデンティ    ○刑を終えて出所した人
- アイヌの人々、婚外子、識字問題    ○北朝鮮当局による拉致問題等

<社会情勢の変化等により、顕在化している人権にかかわる課題>

- 新型コロナウイルス感染症による人権問題
- インターネット社会における人権の尊重    ○個人情報の保護
- 安心して働ける職場環境の推進    ○自殺対策の推進    ○災害時の配慮

[https://www.pref.kyoto.jp/jinken/plan/2nd\\_plan\\_re.html](https://www.pref.kyoto.jp/jinken/plan/2nd_plan_re.html)

(京都府文化生活部人権啓発推進室ホームページ)

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=4080>

(京都府教育庁指導部学校教育課ホームページ)

### 3 いじめについて

いじめの未然防止には、学校や家庭、地域との連携が不可欠です。そして、「いじめは重大な人権侵害である」という共通認識をもつことが大切です。

近年では、情報技術の進展に伴う急激な社会変化の中で、SNSを介したいじめが増加する等、いじめはますます複雑化・顕在化しています。

周囲の大人が児童生徒を見守り、「包み込まれているという感覚」を土台として児童生徒の自己肯定感を高めることが、いじめの防止につながります。そのためには、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要があります。

#### ○「ネットいじめ」

「ネットいじめ」とは、インターネットのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて、個人のページに悪口を書き込み誹謗・中傷をしたり、無視や仲間外しをしたり、投稿された画像や動画などの個人情報をも本人の許可なく共有するといった行為を受けることをいい、被害が短時間で拡大する極めて悪質なものです。

#### 「ネットいじめ」に関する注意すべき課題

- ① 集団的に、また「遊び」や「ふざけ」といった意図的でない要素で行われることも多く、簡単に行われる書き込みや投稿等により、だれでも「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなってしまいます。
- ② SNSでは、容易に情報の収集や加工ができるため、児童生徒の個人情報や画像等がネット上に流出し、それらが悪用されてしまうことがあります。
- ③ 保護者や教職員など身近な大人が、児童生徒の携帯電話やインターネットの利用実態を十分に把握しておらず、「ネット上のいじめ」を発見することが困難なため、その実態を把握し効果的な対策を講じる必要があります。

いじめ防止等のために～教職員用ハンドブック～京都府教育委員会 令和3年3月一部変更

- ・ 京都府内のいじめ防止・不登校児童生徒への支援

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=70>

(京都府教育庁指導部学校教育課ホームページ)

- ・ いじめ重大事態ガイドライン

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1400142\\_00006.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm)

(文部科学省ホームページ)

## ○「ネット上のいじめ問題」の防止に向けて

### 学校でできる対策

- ①全教員が十分な知識を持った上で、情報モラル教育を実施する。
- ②保護者会等の機会を利用して、保護者とともに学び合い協力を働きかける。

### 家庭でできる対策

- ①携帯電話やスマートフォン、パソコンを子どもが使うときの家庭のルールを親子で話し合  
って決める。（「時間を決めて使う」等）
- ②有害情報から子どもたちを守るために、子どもが使う携帯電話やスマートフォン、パソコ  
ンにペアレンタルコントロールを設定（フィルタリング・利用時間制限・アプリ利用制限  
等）する。
- ③パソコンはリビングなどの共有スペースに置く。
- ④パソコンのブラウザ履歴を定期的にチェックする。

- ・ネット・SNSトラブル防止リーフレット

<https://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/?p=239>

（京都府教育庁指導部社会教育課ホームページ）

- ・スマホ・ケータイ・タブレットの利用のルールとマナーについて

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=39#toc3>

（京都府教育庁指導部学校教育課ホームページ）



## ○いじめなどを防止するためのPTAの取組

いじめなどを防止するためのPTAの取組として、平成25年度から「いじめ・非行防止キャンペーン事業」を京都府PTA協議会と京都府教育委員会が連携して取り組み、平成27年度からは、京都府PTA協議会の独自事業として、地域の様々な団体と連携した「声かけ（あいさつ）・見守り運動」を展開しています。

また、毎年度、郡市連PTA単位で順次ネットいじめを含むネットトラブル防止等、子どもの健やかな育ちを阻害する現代的課題に関する研修会を開催しています。

さらに、府内にある5つの教育局が主催するフォーラム等においても研修に取り組んでいます。

## 4 不登校について

### 不登校とは

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日間以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

文部科学省 生徒指導提要（令和4年 12 月）

・生徒指導提要（改定版）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)

（文部科学省ホームページ）

### ～家庭での対応～

家庭が子どもの心の居場所になり、大人への成長のために必要な経験を着実に積む場になるよう、優しさと厳しさをもって子どもの心を受けとめ、支えていくことが大切です。

子どもが成長しようとするれば、必ず何らかのつまずきに出会い、心に不安や緊張が生じます。これは、特定の子どもだけではなく、どの子にも起こり得ることなのです。子どもはかけがえのない存在であると認めることからはじめ、ゆとりをもって前向きにとらえましょう。

#### ① 保護者と子のかかわり

子どもが悩んでいるときに発するサインを受けとめ、子どもの考えや行動をあたたく見守りながら対応することが大切です。また、子どもが自発的に取り組む機会や場を設定し、成就感や達成感を味わえるようにしましょう。

#### ② 学校との連携

子どもの気になる状況や変化に気づいたときは、学校と緊密な連携や共通理解を図りながら、今後の方向について検討することが大切です。

資料18ページの「いじめ、ネット上のいじめ、不登校、特別支援に関する相談機関」も活用してみてください。

## 5 特別支援教育の取組について

発達障害を含め障害のある人を取り巻く社会環境の変化や障害の多様化に対応して、自立し社会参加する能力の育成を目指す特別支援教育が推進されています。

一方、障害のある人に対する誤解や偏見が依然として存在しており、障害についての正しい理解を深めることが必要です。

P T Aとしても、次のようなことについての学習を行い、その充実に努めることが大切です。この場合、医師や専門の先生を交えての学習が効果的です。

- ① 障害や障害のある人についての正しい理解
- ② 障害のある人の人権
- ③ 特別支援教育の目的や内容
- ④ 一人ひとりを大切にするためのP T Aとしての取組と活動

など

また、実際に活動する際には、次のような視点が大切です。

- ① すべての子どもたちが、互いに助け合い励まし合う交流を進め、ともに育ち合える地域をめざす。
- ② 特別支援教育についての理解と認識を深める。
- ③ 障害のある子どもたち一人ひとりの可能性を十分に伸ばし、自立への支援を行う。

障害のある子どもたちと、その教育に対する理解と認識を深める活動、障害のある子どもたちとの地域交流活動などはP T Aの大切な役目です。

## 6 いじめ、ネット上のいじめ、不登校、特別支援に関する 相談機関

「子どもと保護者の相談マップ」 京都府教育委員会（令和7年12月発行）等、

児童生徒、保護者の相談窓口についてはこちら → <https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=70#toc6>



いじめに関する相談を受け付けている相談機関

- ★全国統一 24 時間子供SOSダイヤル  
0120-0-78310
- ★京都府総合教育センター  
ほっこりんく ~京都府 24 時間相談窓口~  
075-612-3268 (または3301)  
0773-43-0390
- ★少年サポートセンター ヤングテレホン  
075-551-7500
- ★京都いのちの電話  
075-864-4343
- ★子どもの人権110番  
0120-007-110

### 府立特別支援学校 地域支援センター

| 地域支援センター名                        | 学校名         | 電話番号         | 所在地              |
|----------------------------------|-------------|--------------|------------------|
| 京都府視覚支援センター                      | 盲学校（幼小中）    | 075-492-6733 | 京都市北区紫野大徳寺町27    |
| 京都府聴覚支援センター                      | 聾学校         | 075-461-8121 | 京都市右京区御室大内4      |
| 京都府北部聴覚支援センター                    | 聾学校舞鶴分校     | 0773-75-1094 | 舞鶴市字南田辺83        |
|                                  |             | 0773-76-     |                  |
| 向日葵が丘 相談・支援センター                  | 向日葵が丘支援学校   | 075-951-8361 | 長岡京市井ノ内朝日寺11     |
| 地域支援センターうじ                       | 宇治支援学校      | 0774-41-3701 | 宇治市広野町丸山10       |
| 地域支援センター「サポートJOYO」               | 城陽支援学校      | 0774-53-7100 | 城陽市中芦原1-4        |
| 地域支援センターやわた                      | 八幡支援学校      | 075-982-7321 | 八幡市内里柿谷16-1      |
| 井手やまぶき相談・支援センター                  | 井手やまぶき支援学校  | 0774-82-7010 | 綴喜郡井手町大字井手小字大塚   |
| 南山城相談支援センター                      | 南山城支援学校     | 0774-72-7255 | 相楽郡精華町大字山田小字医王寺1 |
| 京都府南部視覚・聴覚支援センター                 |             | 0774-71-8333 |                  |
| たんば地域支援センター                      | 丹波支援学校      | 0771-42-5185 | 南丹市八木町紫山坊田118    |
| 中丹教育支援センター                       | 中丹支援学校      | 0773-32-0011 | 福知山市大字私小字打溝8     |
| 舞鶴支援学校トータルサポートセンター               | 舞鶴支援学校      | 0773-78-3133 | 舞鶴市字堀4-1         |
| 病弱支援部門（TSC）                      | 舞鶴支援学校 行永分校 | 0773-63-6700 | 舞鶴市字行永2510-17    |
| 丹後地域教育支援センターよさのうみ                | 与謝の海支援学校    | 0772-46-2770 | 与謝郡与謝野町字男山945    |
| 京都府スーパーサポートセンター（SSC）：京都府総合教育センター |             | 075-606-2480 | 京都市伏見区桃山毛利長門西町   |

## <府立特別支援学校の取組>

### 【ふれあい・心のステーション】

#### ～府立特別支援学校高等部の生徒による製品販売～

作業学習製品の販売等を通じて、自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、特別支援学校で学ぶ児童生徒への府民や企業の理解を促進することを目指しています。

毎年、障害者雇用支援月間の9月に大丸京都店にて開催しています。令和7年度で28回目の開催となっており、生徒が実際に製品を製作する「実演コーナー」のほか、各校のおすすめ商品を紹介する「PRコーナー」を新たに設けました。

各校では、令和8年度の開催に向けて取組を進めています。



### 【京しごと技能検定】

#### ～「裾野を広げるキャリア教育の充実」を基本に進める職業技能検定～

技術だけでなく、仕事に向かう態度、あいさつなどのコミュニケーションの力といった社会で必要な力について検定します。目標に向かって挑戦し、評価を受けることを通して、自分の力を正しく知り、これからの就労や社会参加に向けて挑戦する意欲を育み、就労等の自立と社会参加につながる技能や態度の向上を目指しています。

